

投資信託に関する会計規則に関する細則

平成16年 3月19日制定
平成17年 3月18日改正
平成17年 5月19日改正
平成18年 1月12日改正
平成18年 5月11日改正
平成18年 6月 8日改正
平成19年 1月11日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年11月16日改正
平成19年12月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 3月19日改正
平成26年11月20日改正
平成31年 4月18日改正
令和元年 9月12日改正

(目 的)

第1条 この細則は、投資信託に関する会計規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(資産の部)

第2条 規則第6条第2項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 預 金

投資信託財産（以下「信託財産」という。）のうち預金となっている金額を計上するものとする。

(2) 金銭信託

信託財産のうち信託業務を営む銀行又は信託会社の金銭信託（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。）となっている金額を計上するものとする。

(3) コール・ローン

信託財産のうちコール・ローン及び割引手形となっている金額を計上するものとする。

(4) 抵当証券

信託財産に属することとなった抵当証券（金商法第2条第1項第16号に規定する抵当証券をいう。以下同じ。）の帳簿価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該抵当証券の買付約定成立の日とする。

なお、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号、以下「投資信託計算書類

規則」という。)に規定する貸借対照表(以下「貸借対照表」という。)の作成に当たっては、当該抵当証券の評価額を計上するものとする。

(5) その他の金融商品

信託財産に属することとなった金融商品(実物資産の証券化関連商品をいう。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該金融商品の買付約定成立の日とする。

(6) 金銭債権

信託財産に属することとなった金銭債権(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号、以下「投信法施行令」という。)第3条第7号に規定する金銭債権をいい、第1号に規定する預金及び第3号に規定するコール・ローンを除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該金銭債権の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該金銭債権の評価額を計上するものとする。

(7) 約束手形

信託財産に属することとなった約束手形(投信法施行令第3条第6号に規定する約束手形をいい、割引手形を除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該約束手形の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該約束手形の評価額を計上するものとする。

(8) 信託受益権

信託財産に属することとなった信託の受益権(金商法第2条第2項第1号に規定する信託受益権をいい、第2号に規定する金銭信託及び第22号に規定する貸付債権信託受益権に該当するものを除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該信託の受益権の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該信託の受益権の評価額を計上するものとする。

(9) 出資金

信託財産に属することになった匿名組合出資持分等(金商法第2条第2項第5号、第6号及び投信法施行令第3条第8号に該当する組合契約等に基づく権利等をいう。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該匿名組合出資持分等の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該匿名組合出資持分等の評価額を計上するものとする。

(10) 受益証券発行信託の受益証券

信託財産に属することとなった受益証券発行信託の受益証券(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券をいい、第2号に規定する金銭信託及び第22号に規定する貸付債権信託受益権を除く。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該受益証券発行信託の受益証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該受益証券発行信託の受益証券の評価額を計上するものとする。

(11) 株 券

信託財産に属することとなった株式(株式の性格を有する預託証券又は預託証書を含む。)の帳簿価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当

該株式の買付約定成立の日若しくは新株式の割当がある場合の新株式又は株式配当がある場合の配当株式については旧株式の新株落又は配当落の売買が行われる日とし、当該新株式又は配当株式の取得価額は券面額又は発行価額とする。

また、株式の帳簿価額の計算については、同一銘柄の取得総額を当該銘柄の総株数で除して得た金額を一株当たりの帳簿価額とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該株式の評価額を計上するものとする。

(12) 新株予約権証券

信託財産に属することとなった新株予約権証券(会社法第288条第1項の規定に基づき発行される新株予約権証券(新株引受権証券及び証書を含む。)をいうものとし、新投資口予約権証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。)第2条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。)を含むものとする。)の帳簿価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該新株予約権証券の買付約定成立の日とする。

また、新株予約権証券の帳簿価額は、同一銘柄の取得総額を当該銘柄の総証券数で除して得た金額を一証券当たりの帳簿価額とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該新株予約権証券の評価額を計上するものとする。

(13) オプション証券等

信託財産に属することとなったオプション証券等(金商法第2条第1項第19号に規定するオプション取引に係る権利を表示する証券又は証書をいう。以下「オプション証券等」という。)の帳簿価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプション証券等の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該オプション証券等の評価額を計上するものとする。

(14) 優先出資証券

信託財産に属することとなった優先出資証券等(金商法第2条第1項第7号に規定する優先出資証券及び第8号に規定する新優先出資引受権証券をいう。)の帳簿価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該優先出資証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該優先出資証券の評価額を計上するものとする。

(15) 国債証券

信託財産に属することとなった国債証券の取得価額(買付委託手数料を含む。)を計上するものとする。この場合、利付債券にあつては、取得時における既経過利子を取得価額に含めないものとする。

また、応募予約料のあるものについては、単位型投資信託、追加型投資信託(公社債投資信託を除く。以下同じ。)及び親投資信託にあつては当該応募予約料を含めた金額を取得価額とし、公社債投資信託にあつては当該応募予約料を含めない金額を取得価額とする。当該金額計上の時期は、当該国債証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該国債証券の評価額を計上するものとする。

(16) 地方債証券

前号の規定は、地方債証券の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「地方債証券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該地方債証券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該地方債証券の評価額を計上するものとする。

(17) 特殊債券

第15号の規定は、特殊債券の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「特殊債券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該特殊債券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該特殊債券の評価額を計上するものとする。

(18) 社債券（第22号に規定する短期社債等を除く。）

第15号の規定は、社債券（投資法人債券（金商法第2条第1項第11号に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券をいう。以下同じ。）及び学校債券（金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年省令第14号）第4条第1号に規定する学校債券をいう。）を含む。）の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「社債券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該社債券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該社債券の評価額を計上するものとする。

(19) 出資証券

第15号の規定は、出資証券の取得価額の計上、応募予約料がある場合の取得価額の計算、当該金額の計上の時期について準用する。この場合において、同号中「国債証券」とあるのは「出資証券」と、「当該国債証券」とあるのは「当該出資証券」と読み替えるものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該出資証券の評価額を計上するものとする。

(20) 投資信託受益証券

信託財産に属することとなった投資信託受益証券（金商法第2条第1項第10号に規定する受益証券をいう。）の帳簿価額（取得に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資信託受益証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該投資信託受益証券等の評価額を計上するものとする。

(21) 投資証券

信託財産に属することとなった投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する投資証券をいう。）の帳簿価額（取得に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資証券等の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該投資証券等の評価額を計上するものとする。

(22) その他有価証券

信託財産に属することとなったコマーシャル・ペーパー、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54

条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいう。) 外国法人が発行する譲渡性預金証書、外国貸付債権信託受益証券(金商法第2条第1項第18号に規定する証券又は証書でこれらと同じ性質を有するものを含む。) 及び貸付債権信託受益権(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するもの並びに外国の者に対する権利と同様の権利の性質を有するものをいう。)の取得価額を計上するものとする。この場合、利付方式のものにあつては取得時における既経過利子を取得価額に含めないものとする。当該金額計上の時期は、当該有価証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、それぞれの有価証券に係る科目を設け当該有価証券の評価額又は取得価額を計上するものとする。

(23) 親投資信託受益証券

信託財産に属することとなった親投資信託の受益証券の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該受益証券の買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該受益証券の評価額を計上するものとする。

(24) 商品

信託財産に属することとなった商品(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。)の取得価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該商品の買付約定成立の日とするものとする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該商品の評価額を計上するものとする。

(25) コール・オプション(買)

信託財産によるオプション取引(金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、外国金融商品市場(金商法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいう。)において行う取引であつて第2条第21項第3号に掲げる取引と類似の取引、第2条第22項第3号若しくは第4号、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第2条第1項第2号、商品先物取引法第2条第14項第4号又は投信法施行令第3条第10号ニに掲げる取引をいう。以下同じ。)に係るコール・オプションの買付価額(買付に要する費用を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該コール・オプションの買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該コール・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る買付選択権の買付については、当該勘定に買付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、コール・オプション(買)の取扱いに準ずるものとする。

(26) プット・オプション(買)

信託財産によるオプション取引に係るプット・オプションの買付価額(買付に要する費用

を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプションの買付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該プット・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る売付選択権の買付については、当該勘定に買付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、プット・オプション(買)の取扱いに準ずるものとする。

(27) 想定元本受取資産

信託財産によるスワップ取引に係る受取スワップ金利の元となる元本想定額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の買付の元となる元本想定額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から想定元本受取資産見合勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(28) 想定元本支払負債見合

信託財産によるスワップ取引に係る支払スワップ金利の元となる元本想定額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の売付の元となった元本想定額の未決済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から想定元本支払負債勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(29) 貸付有価証券

信託財産が保有する有価証券の貸付に係る金額(貸付株券については貸付実行日前日の時価相当額、公社債券については額面相当額とする。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、貸付実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、貸付取引有価証券勘定と相殺するものとする。

(30) 借入取引有価証券

信託財産の有価証券の借入に係る未返済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、借入実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、借入有価証券勘定と相殺するものとする。

(31) 先物取引買勘定

信託財産による先物取引(金商法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引、外国金融商品市場において行う取引であつて第2条第21項第1号又は第2号に掲げる取引と類似の取引、商品先物取引法第2条第14項(第4号を除く。)に掲げる取引、投信法施行令第3条第10号ロに掲げる取引をいう。以下同じ。)に係る取引対象の買付価額(買付に要する費用を含む。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該約定成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から先物取引未払金勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(32) 派生商品評価勘定

貸借対照表の作成に当たっては、先物取引等評価益（オプション取引に係るものを除く。）及び為替評価益を資産の部の当該勘定に計上するものとする。

(33) 現先取引勘定

条件付売買によって取得した債券等について受渡金額を計上するものとする。

(34) 未収入金

信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるものの未収金額を計上するものとする。

イ 有価証券及びその他金融商品等（以下「有価証券等」という。）の売付約定成立時における当該有価証券等の売却価額（売却に要する費用を控除する。）

ロ コール・オプション又はプット・オプションの売付約定成立時における当該オプション売付価額（売却に要する費用を控除する。）

ハ 先物取引・オプション取引に係る転売又は買戻等による当該取引終了時において生ずる差益金額

ニ スワップ取引に係る途中決済による当該取引終了時において生ずる差益金額

ホ 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引に係る当該取引決済時において生ずる差益金額

ヘ 信託財産に属する有価証券に係る社債償還金、減資払戻金、合併交付金又は清算分配金が確定した場合における当該確定金額

(35) 為替未収入金

基準価額表示通貨以外の通貨（以下「外貨」という。）の売却予約を行った場合の未収金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該予約を行った日とする。

(36) 買為替

外貨の買付予約を行った場合の未決済額（為替手数料等を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該予約を行った日とする。

(37) 先物取引未収入金

信託財産による先物取引に係る取引対象の売付価額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引対象の売付約定成立の日とする。また、手数料を当該取引終了時以外に支払った場合には、当該支払額を加算するものとする。

なお、期末処理に当たっては、当該勘定から先物取引売勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(38) 信用取引預け金

信用取引における売付金額の未決済額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該売付約定成立の日とする。

(39) 未収配当金

信託財産が保有する株式に係る利益配当金、受益証券の収益分配金及び投資証券の配当金の未収金額を計上するものとする。

(40) 未収利息

預金、金銭信託、コール・ローン、割引手形、その他金融商品、国債証券、地方債証券、

特殊債券、社債券（投資法人債券を含む。）及びその他有価証券に係る受取利息、スワップ取引における受取スワップ金利並びに現先取引の未収金額を計上するものとする。

(41) 前払金

差入委託証拠金等により前払いした金額を計上するものとする。

(42) 前払費用

信託財産に属することとなった利付債券等の取得時における既経過利子相当金額を計上するものとする。

(43) その他未収収益

貸付有価証券について生じた品貸料並びに信託財産において生じた雑収入及び雑益の未収金額を計上するものとする。

(44) 差入保証金

信託財産による信用取引又は発行日取引若しくはスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下「第一種金融商品取引業者」という。）等に差し入れた現金又は代用有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。

(45) 差入委託証拠金

信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金として第一種金融商品取引業者等に差し入れた現金又は代用有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、委託証拠金差し入れの日とする。

(46) 受入担保金代用有価証券

信託財産の保有する有価証券の貸付、又はスワップ取引等に係る受入担保金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等から受入れた有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受入担保金を受入れた日とする。

なお、受入担保金代用有価証券の評価は行わないものとする。

(47) 外国投資勘定

信託財産の基準価額の表示通貨をもって取得した外貨建資産の取得価額（為替手数料を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該資産の受渡しの日とする。

(48) 買取受益証券

金商法施行前の投信法第30条の2の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合又は金商法施行後の投信法第18条の規定に基づき信託財産が受益証券の買取を行った場合に、当該受益証券の買取価額を計上するものとする。

(負債の部)

第3条 規則第7条第2項に規定する細則で定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 信用売証券

信託財産による信用取引の売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該信用取引の売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該信用売証券の評価額を計上するものとする。

(2) 売却借入有価証券

空売りを行った有価証券の売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該売却借入有価証券の評価額を計上するものとする。

(3) 売付債券

信託財産によるTBA取引（パススルー証券の受渡銘柄を特定せずクーポンのみを定めて行う取引をいう。）の売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該売付債券の評価額を計上するものとする。

(4) コール・オプション（売）

信託財産によるオプション取引に係るコール・オプションの売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプションの売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該コール・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る買付選択権の売付については、当該勘定に売付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、コール・オプション（売）の取扱いに準ずる。

(5) プット・オプション（売）

信託財産によるオプション取引に係るプット・オプションの売付金額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該オプションの売付約定成立の日とする。

なお、貸借対照表の作成に当たっては、当該プット・オプションの評価額を計上するものとする。

また、選択権付取引に係る売付選択権の売付については、当該勘定に売付価額を計上するものとし、計上時期及び貸借対照表の作成に関しては、プット・オプション（売）の取扱いに準ずる。

(6) 想定元本受取資産見合

信託財産によるスワップ取引に係る受取スワップ金利の元となった元本想定額の未決済額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の買付の元となった元本想定額の未決済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、想定元本受取資産勘定から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(7) 想定元本支払負債

信託財産によるスワップ取引に係る支払スワップ金利の元となる元本想定額並びに金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の売付の元となった元本想定額を計上するもの

とする。当該金額計上の時期は、それぞれの取引契約成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、想定元本支払負債見合勘定から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあつては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあつては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(8) 貸付取引有価証券

信託財産が保有する有価証券の貸付に係る未返済額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、貸付実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、貸付有価証券勘定と相殺するものとする。

(9) 借入有価証券

有価証券の借入に係る金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、借入実行日とする。

なお、期末処理に当たっては、借入取引有価証券勘定と相殺するものとする。

(10) 借入金

投資信託約款（以下「約款」という。）の規定に基づき受託会社が信託財産のために支出した立替金及び信託財産が借入を行った金額を計上するものとする。

(11) 前受金

債券の空売り等により前受けした金額を計上するものとする。

(12) 前受収益

債券利落買付等により発生した経過利子の前受料として前受けした金額を計上するものとする。

(13) 未払金

信託財産に属する有価証券等に係る次に掲げるもの等の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引約定成立の日とする。

イ 有価証券等の取得価額（取得に要する費用を含む。）

ロ コール・オプション又はプット・オプションの買付価額（買付に要する費用を含む。）

ハ 先物取引及びオプション取引に係る転売又は買戻等により生じる差損金額

ニ スワップ取引に係る途中決済による当該取引終了時において生ずる差損金額

ホ 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引に係る当該取引決済時において生ずる（基本的に）差損金額

(14) 売為替

外貨の売却予約を行った場合の未決済額（為替手数料を含む。）を計上するものとする。

当該金額計上の時期は、当該予約を行った日とする。

(15) 為替未払金

外貨の買付予約を行った場合の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該予約を行った日とする。

(16) 先物取引未払金

信託財産による先物取引に係る取引対象の買付価額（買付に要する費用を含む。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引対象の買付約定成立の日とする。手数料等を当該取引終了時以外に支払った場合には、当該支払金額を加算するものとする。

なお、期末処理に当たっては、先物取引買勘定から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあっては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあっては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(17) 未払株式払込金

信託財産に属することとなった新株式についての払込金の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、旧株式について新株落の売買が行われる日とする。

(18) 未払収益分配金

信託財産の収益分配金額で委託者に対する未払金額を計上するものとする。

(19) 未払解約金

委託者の一部解約の実行に伴い信託財産中から委託者に対して支払われる金額（受託者報酬及び委託者報酬を除く。）の未払金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行によって計理上元本減少の処理を行う日とする。

(20) 未払受託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から受託者に対して支払われる信託報酬の未払金額を計上するものとする。

(21) 未払委託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額を計上するものとする。

(22) 未払利息

借入金、受入担保金について生じた支払利息及びスワップ取引における支払スワップ金利の未払金額を計上するものとする。

(23) 先物取引売勘定

先物取引に係る取引対象の売付価額（売付に要する費用を控除する。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該取引対象の売付約定成立の日とする。

なお、期末処理に当たっては、先物取引未収入金勘定から当該勘定を差し引き、その差額が正数の場合にあっては当該差額を未収入金勘定へ、負数の場合にあっては当該差額を未払金勘定へ加算するものとする。

(24) 派生商品評価勘定

貸借対照表の作成に当たっては、先物取引等評価損（オプション取引を除く。）、及び為替評価損を負債の部の当該勘定に計上するものとする。

(25) 現先取引勘定

条件付売買によって売却した債券等の受渡金額を計上するものとする。

(26) 差入保証金代用有価証券

信託財産による信用取引、発行日取引又はスワップ取引等に係る保証金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等に差し入れた有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、保証金差し入れの日とする。

(27) 差入委託証拠金代用有価証券

信託財産による先物取引又はオプション取引等に係る委託証拠金代用有価証券として第一種金融商品取引業者等に差し入れた有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の

時期は、委託証拠金差し入れの日とする。

(28) 受入担保金

信託財産による有価証券の貸付及びスワップ取引等に係る保証金として第一種金融商品取引業者等から受入れた現金又は代用有価証券等の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、担保金を受入れた日とする。

(29) その他未払費用

信託財産において生じた雑費及び雑損の未払金額を計上するものとする。

(純資産の部)

第4条 規則第10条第2項に規定する細則に定める科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 元 本

当該信託財産の元本額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、信託設定の日又は元本の追加設定を行う日とする。

なお、委託者の一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日は、一部解約申込みの翌日（公社債投資信託のうち、保護預り国債等の利金により設定されるものについては、一部解約申込日）とする。

(2) 外貨基金

信託財産の基準価額の表示通貨をもって取得した外貨建資産（通貨スワップ取引において取引開始時に元本額を交換し、終了時に再度交換するものを除く。）の額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該資産の受渡しの日とする。

(3) 株価変動準備金

約款の規定に基づき積み立てられている株価変動準備金を計上するものとする。

(4) 価額変動準備金

約款の規定に基づき積み立てられている価額変動準備金を計上するものとする。

(5) 分配準備積立金

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則（以下「計理規則」という。）第55条の規定に基づき積み立てられている分配準備積立金の額を計上するものとする。

(6) 繰越利益金

計理規則第56条、第58条又は第63条の規定に基づき計算した繰越利益金の額を計上するものとする。

(7) 繰越欠損金

計理規則第55条、第56条、第58条又は第63条の規定に基づき計算した繰越欠損金の額を計上するものとする。

(8) 剰余金

貸借対照表の作成に当たっては、資産の部の合計金額から負債の部の合計金額及び元本額を差し引いた額を計上するものとする。

(費用)

第5条 規則第15条第2項に規定する細則で定める費用の科目は、次に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期に計上するものとする。

(1) 募集手数料

約款の規定に基づき信託設定当初に募集手数料として信託財産から支払った金額を計上するものとする。

(2) 有価証券売買損

信託財産に属する有価証券等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 信託財産が保有する有価証券等を売却した場合において、当該売付有価証券等の帳簿価額と売却価額(売付委託手数料及び有価証券等取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時(取得時以後評価換えを行ったものについては、直近の評価換え時とする。以下この号及び次条第1号において同じ。)から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。)との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。

ロ 信託財産が保有する有価証券等が償還された場合において、当該有価証券等の帳簿価額と償還価額(割引債券の取得時から償還時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。)との差額で損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。

ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第55条第1項第1号、第56条第1項第1号又は第58条第1号の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券等の評価損に相当する金額及び評価損調整勘定に計上された金額(先物取引等評価損として計上された金額を除く。)を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第62条の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合において、当該有価証券等の評価損に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(3) 先物取引等取引損

信託財産による先物取引又はオプション取引等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 取引対象の転売並びに買戻し又は売戻し(以下「反対取引」という。)を行った場合において、当該取引対象の帳簿価額と反対取引の価額(当該取引に要する費用を加減する。)との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、反対取引の約定成立の日とする。

ロ 先物取引について差金決済による受渡しが行われた場合においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済を行った日とする。

なお、国債又は外国国債とみなされる標準物(商品先物取引における「標準品」を含む。)に係る先物取引を現物決済した場合の計上金額及び当該金額の計上の時期は、差金決済の

場合に準ずるものとする。

- ハ 先物取引について現物決済による受渡しを行った場合においては、先物取引買勘定と先物取引未払金勘定との差額及び先物取引売勘定と先物取引未収入金勘定との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済の翌営業日とする。
- ニ オプション取引に係る権利の行使、権利の放棄又は権利の被行使があった場合においては、当該オプションの帳簿価額のうち、当該権利の行使、権利の放棄又は権利の被行使に見合う額で、信託財産の損失となる額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該権利の行使、権利の放棄又は権利の被行使の日とする。
- ホ 先物取引又はオプション取引等に係る取引対象の評価換えを行い損失が生じた場合においては、当該評価損に相当する金額及び評価損調整勘定のうち先物取引等評価損として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。
- ヘ スワップ取引に係る途中決済又は契約終了時においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の損失となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、途中決済の約定成立の日又は契約終了の日とする。
- ト 追加型投資信託の信託財産のスワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引について計理規則第55条第1項第1号、第56条第1号若しくは第58条第1項第2号及び第3号の規定に基づき評価換えを行い損失が生じた場合においては、当該スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価損に相当する金額及び評価損調整勘定に計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(4) 支払利息

借入金及び受入担保金に係る支払利息並びにスワップ取引における支払スワップ金利を日々計上するものとする。また、金利先渡取引及び為替先渡取引の決済金額の支払額を確定日に計上するものとする。

投資信託計算書類規則に規定する損益及び剰余金計算書（以下「損益計算書」という。）の作成に当たっては、信託財産において支払利息として計上した期末残高から期中の解約処理時に引落とした支払利息の累計額を加算した額を計上するものとする。

(5) 受託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から受託者に対して支払われる信託報酬を日々計上するものとする。ただし、単位型投資信託のうち、約款において当該金額の計上の時期を規定しているものについては当該日に計上するものとする。

(6) 委託者報酬

約款の規定に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬を日々計上するものとする。ただし、単位型投資信託のうち約款において当該金額の計上の時期を規定しているものについては当該日に計上するものとする。

(7) 解約差損金

委託者の一部解約の実行に伴い信託財産から委託者に支払われる収益で一部解約の対象と

なった受益証券の当初発行価額と解約価額との差額を計上するものとする。ただし、公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託については、計理規則第59条第2項の規定に基づき計算された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(8) 追加信託差損金

元本の追加信託に伴い信託財産の損失として処理される金額で、追加信託される金額と当該元本額との差額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該元本の追加信託を行う日とする。

(9) その他外貨費用

信託財産が保有する外貨建資産について生じた雑費及び雑損金額を計上するものとする。

(10) その他費用

信託財産について生じた雑費及び雑損金額を計上するものとする。

(11) 収益分配金

信託財産の収益分配金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(12) 株価変動準備金積立額

約款の規定に基づき計算した株価変動準備金の積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日とする。

(13) 価額変動準備金積立額

約款の規定に基づき計算した価額変動準備金の積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日とする。

(14) 分配準備積立金積立額

計理規則第55条第1項第4号及び第5号並びに第56条第4号の規定に基づき計算した分配準備積立金の当期積立額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(15) 収益調整金（有価証券売買損相当額）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうち有価証券売買損相当額の損失金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(16) 収益調整金（その他収益調整金）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうちその他収益調整金の損失金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(17) 評価損調整勘定

計理規則第57条の規定に基づき計算した評価損調整勘定の金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(18) 繰越欠損金補てん額

計理規則第55条第1項第4号から第6号の規定に基づき繰越欠損金を補てんした金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(19) 当期欠損金

計理規則第56条、第58条及び第63条の規定に基づき計算した当期欠損金の金額を計上する

ものとする。

(収 益)

第6条 規則第15条第2項に規定する細則で定める収益の科目は、次の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる金額を当該各号に掲げる時期において計上するものとする。

(1) 有価証券売買益

信託財産に属する有価証券等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 信託財産が保有する有価証券等を売却した場合においては、当該売付有価証券等の帳簿価額と売却価額（売付委託手数料及び有価証券等取引税を控除し、利付債券の未収経過利子及び前払経過利子並びに割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該売却価額に含めない。）との差額で利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、売付約定成立の日とする。

ロ 信託財産が保有する有価証券等が償還された場合において、当該有価証券等の帳簿価額と償還価額（割引債券の取得時から売却時までの期間に対応する未収利息は当該償還価額に含めない。）との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、償還の日とする。

ハ 追加型投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第55条第1項第1号の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券等の評価益に相当する金額及び評価益調整勘定に計上された金額（先物取引等評価益として計上された金額を除く。）を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

ニ 親投資信託の信託財産が保有する有価証券等を計理規則第62条の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合において、当該有価証券等の評価益に相当する金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(2) 先物取引等取引益

信託財産による先物取引又はオプション取引等について、次に掲げるものいずれかに該当した場合に当該金額を当該各号に定める時期に計上するものとする。

イ 先物取引又はオプション取引に係る取引対象の反対取引を行った場合において、当該取引対象の帳簿価額と反対取引の価額（当該取引に要する費用を加減する。）との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、反対取引の約定成立の日とする。

ロ 先物取引について差金決済による受渡しが行われた場合においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済を行った日とする。

ハ 先物取引について現物決済による受渡しを行った場合においては、先物取引買勘定と先物取引未払金勘定との差額及び先物取引売勘定と先物取引未収入金勘定との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、受渡決済の翌営業日とする。

ニ オプション取引に係る権利の行使、権利の被行使又は義務の消滅があった場合においては、当該オプションの帳簿価額のうち、当該権利の行使、権利の被行使又は義務の消滅に見合う額で、信託財産の利益となる額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該権利の行使、権利の被行使又は義務の消滅の日とする。

ホ 先物取引又はオプション取引等に係る取引対象の評価換えを行い利益が生じた場合においては、当該評価益に相当する金額及び評価益調整勘定のうち先物取引等評価益として計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

ヘ スワップ取引に係る途中決済又は契約終了時においては、当該取引対象の帳簿価額と決済価額との差額で信託財産の利益となる金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、途中決済の約定成立の日又は契約終了の日とする。

ト 追加型投資信託の信託財産のスワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引について計理規則第55条第1項第1号の規定に基づき評価換えを行い利益が生じた場合においては、当該スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価益に相当する金額並びに評価益調整勘定に計上された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(3) 有価証券売買等損益

損益計算書の作成に当たっては、有価証券売買等損益の期末残高に、期中の解約処理時に引落した当該有価証券売買等損益の累計額を加算した額を計上するものとする。なお、単位型の場合には、当期末における有価証券売買等評価損益から前期末における有価証券売買等評価損益を差引いた額を加算（減算）した額を含めて計上するものとする。

(4) 派生商品取引等損益

損益計算書の作成に当たっては、派生商品取引等損益の期末残高に、期中の解約処理時に引落した当該派生商品取引等損益の累計額を加算した額を計上するものとする。なお、単位型の場合には、当期末における派生商品取引等評価損益から前期末における当該派生商品取引等評価損益を差引いた額を加算（減算）した額を含めて計上するものとする。

(5) 受取配当金

信託財産が保有する株式に係る利益配当金を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該株式について配当落の売買が行われる日とする。

なお、投資信託受益証券については当該収益分配金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資信託の収益分配金落の売買が行われる日とする。

損益計算書の作成に当たっては、受取配当金の期末残高に期中の解約処理時に引落した受取配当金の累計額を加算した額を計上するものとする。

(6) 配当株式

信託財産が保有する株式に係る株式配当で、その配当数量が確定している場合にはその全数量に相当する券面額又は発行価額を、数量が確定していない場合には予想配当数量の90%以下に相当する数量の券面額又は発行価額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該株式について配当落の売買を行う日とする。

損益計算書の作成に当たっては、配当株式の期末残高に期中の解約処理時に引落した配当

株式の累計額を加算した額を計上するものとする。

(7) 受取利息

預金、金銭信託、コール・ローン、割引手形、その他有価証券の受取利息及び利付債券（投資法人債券を含む。）又は割引債券（投資法人債券を含む。）の信託財産が保有することとなった日以降における既経過利子並びにスワップ取引における受取スワップ金利を日々計上するものとする。また、金利先渡取引、為替先渡取引の決済金額の受取額を確定日に計上するものとする。

損益計算書の作成に当たっては、受取利息の期末残高に期中の解約処理時に引落した受取利息の累計額を加算した額を計上するものとする。

(8) 為替差損益

損益計算書の作成に当たっては、期末におけるその他外貨収益からその他外貨費用を差引いた額を計上するものとする。

(9) 解約差益金

委託者の一部解約の実行に伴い信託財産に生じた損失の一部を補填される金額で、一部解約の対象となった受益証券の当初発行価額と解約価額との差額を計上するものとする。ただし、公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託については、計理規則第60条第2項の規定に基づき計算された金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(10) 追加信託差益金

元本の追加信託に伴い信託財産の利益として処理される金額で、追加信託される金額と当初元本額との差額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該元本の追加信託を行う日とする。

(11) その他外貨収益金

信託財産が保有する外貨建資産について生じた雑収入及び雑益金額を計上するものとする。

(12) その他収益金

貸付有価証券に係る品貸料並びに信託財産において生じた雑収入及び雑益金額を計上するものとする。

(13) 株価変動準備金取崩し額

約款の規定に基づき、株価変動準備金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日又は一部解約が行われた場合における当該解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(14) 価額変動準備金取崩し額

約款の規定に基づき、価額変動準備金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する日又は一部解約が行われた場合における当該解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(15) 収益調整金（有価証券売買益相当額）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうち有価証券売買益相当額の利益金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(16) 収益調整金（その他収益調整金）

計理規則第57条の規定に基づき計算した収益調整金のうちその他収益調整金の利益金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、元本の追加信託を行う日とする。

(17) 評価益調整勘定

計理規則第57条規定に基づき計算した評価益調整勘定の金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、一部解約の実行に伴い計理上元本減少の処理を行う日とする。

(18) 分配準備積立金取崩し額

計理規則第55条第1項第6号の規定に基づき分配準備積立金を取崩した場合における当該取崩し額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、約款に規定する計算期間の末日とする。

(19) 当期利益金

計理規則第56条、第58条及び第63条の規定に基づき計算した当期利益金の金額を計上するものとする。

（損益計算書の計上科目）

第7条 損益計算書の作成に当たっては、第5条及び第6条に掲げるものほか、次の各号に掲げる科目を設けるものとし、当該科目においては当該各号に掲げる金額を計上するものとする。

（1）解約に伴う当期利益分配金又は当期損失分配金

追加型投資信託の損益計算書の作成に当たっては、期中の解約に伴う利益又は損失として分配した配当等収益、有価証券売買等損益及び評価損益調整勘定の累計額を計上するものとする。

（2）期首剰余金又は期首欠損金

損益計算書の作成に当たっては、前期に期末剰余金として計上した額を計上するものとする。

（3）当期追加信託による増減額

損益計算書の作成に当たっては、期中の追加信託に伴う収益調整金の累計額を計上するものとする。また、親投資信託については、期中の追加信託差損益金の累計額を計上するものとする。

（4）当期解約による増減額

損益計算書の作成に当たっては、期中の解約に伴う収益調整金、分配準備積立金及び繰越欠損金の累計額を計上するものとする。また、単位型証券投資信託及び親投資信託受益証券については、期中の解約差損益金の累計額を計上するものとする。

（附属明細表の様式）

第8条 規則第25条第2項に規定する附属明細表の様式は、次の各号に掲げる附属明細表について当該各号に掲げる様式とする。

（1）空売り証券明細表 別紙様式第1号

（2）未入金明細表 別紙様式第2号

（3）単位型分配可能額計算書「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に関する細則（以

下「評価等に関する細則」という。)第11条に規定する別紙様式第1号(当該様式の名称を「単位型分配可能額計算書」と読み替えるものとする。)

(4) 追加型収益分配金計算書 評価等に関する細則第12条に規定する別紙様式第2号

(5) 利害関係人等との取引状況 別紙様式第3号

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年1月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月11日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年7月1日以降新たに計上する未収配当金から実施する。

なお、実施日において既に計上されている未収配当金については、同日以降更新されたものから適用する。

【参 考】

平成19年6月30日までの適用条文 第6条

(5) 受取配当金

信託財産が保有する株式に係る利益配当金で、その金額が確定している場合にはその金額を、確定していない場合には予想配当金額の90%に相当する金額を計上するものとする。

当該金額計上の時期は、当該株式について配当落の売買が行われる日とする。

なお、投資信託受益証券については当該収益分配金額を計上するものとする。当該金額計上の時期は、当該投資信託の収益分配金落の売買が行われる日とする。

損益計算書の作成に当たっては、受取配当金の期末残高に期中の解約処理時に引落とし

た受取配当金の累計額を加算した額を計上するものとする。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、実施日前に開始した計算期間に関して作成すべき改正前の第8条第1号に規定する書類に関しては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、オプション証券等が株式会社大阪証券取引所に上場される日から実施する。

ただし、実施日前に計算期間が開始された投資信託財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条に規定する短期商工債については、第2条第21号に規定する短期社債等とみなす。

附 則

この改正は、平成21年3月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月1日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第2条第12号、第48号

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

*改元に伴う所要の整備

附 則

この改正は、令和元年 9 月 12 日から実施する。

* 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（第63条を第56条に移動する等の改正）に伴う条項の条ずれ等の修正

空売り証券明細表

(単位：)

銘柄	空売り証券				備考
	売建額面	帳簿価額	評価額	評価損益	

未収入金明細表

(単位：)

摘 要	収入予定年月日	銘 柄	数 量	金 額	備 考
計					

利害関係人等との取引状況

令和（又は西暦） 年 月 日から

令和（又は西暦） 年 月 日まで

区 分	売 買 金 額 等					
	買付額等 A	うち利害関係人 との取引額 B	$\frac{B}{A}$ %	売付額等 C	うち利害関係人 との取引額 D	$\frac{D}{C}$ %
株 券	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
新株予約権証券 (新株引受権証券)						
オプション証券等						
公 社 債						
新株予約権付社債券 (転換社債券)						
新株予約権付社債券 (新株引受権付社債券)						
その他有価証券						
株式先物取引						
株式オプション取引						
債券先物取引						
債券オプション取引						
その他先物取引						
その他オプション取引						
預 金						
譲渡性預金証書						
金 銭 信 託						
そ の 他						